

小学校統合準備委員会だより

No.3

問い合わせ先
学校教育課総務係（豊田支所内） ☎（38）3112（内線550）

北部地区小学校 統合準備委員会 専門部会（第3回）

北部地区小学校統合準備委員会の第3回の専門部会を、5月29日から6月1日にかけて平岡小学校で開催しました。協議した主な内容をお知らせします。

◆総務部会

- ①校名の公募 決定方針案および募集要項案の一部を修正し、6月9日から7月14日の間、募集していくことを決定した。
- ②校歌 統合の開校式および入学式に校歌を歌うこととしたい。統合6カ月前には子どもたちに練習をさせたい。制作手法については次回検討することとした。
- ③校章 現在の校章の活用状況を確認し、校名募集の進捗を確認しながら、スケジュールと制作手法について次回検討することとした。

◆地域・PTA部会

- ①PTA交流 新しい学校のPTA交流事業は必要。統合後の校舎となる平岡小学校の授業参観時に、長丘・科野・倭小学校の保護者の皆さんを招くことを学校と調整する。

◆通学・安全部会

- ①通学方法 各地区の課題を整理し、次回危険箇所を確認しながら、長丘・科野・倭地区の通学路を検討する。

第2回豊田地域小学校 統合準備委員会

5月30日、豊田公民館で第2回豊田地域小学校統合準備委員会を開催しました。

委員長の互選が行われ、豊井小学校長の池田幹男委員が選出されました。また、併せて総務部会長、部会員の指名が行われました。

豊田地域小学校 統合準備委員会 専門部会（第3回）

5月30日、第3回の専門部会を開催しました。協議した主な内容をお知らせします。

◆総務部会

- ①学校施設 さまざまな意見要望が出されたので、論点をまとめ、次回対応策を含め検討することとした。

- ②校名 次回は校名についても検討することを確認した。

◆地域・PTA部会

- ①PTA交流 学年ごとにPTA交流事業を実施する必要があるかどうかを現PTA役員会に意見聴取し、次回その結果により検討することとした。

◆通学・安全部会

- ①通学方法 行政区ごとに通学方法を検討することとする。実際に行政バスに乘車し、時間・距離・危険箇所の確認など現地確認を実施し、課題の整理を行う中で、具体的な通学方法を検討することとした。

詳しい会議録は、市公式ホームページ（下記QRコード）で公開しています。



▲QRコード

北部地区統合小学校 の学校名候補を 公募しています

「学校名候補」を7月14日(金)まで公募しています。

詳しくは、全戸配布した用紙または市公式ホームページをご覧ください。



～11月3・4・5日開催決定～ 信州なかの音楽祭2017

昨年に続き2回目を迎える「信州なかの音楽祭2017」の開催日が、11月3・4・5日に決定しました。

「市民参加型（参加して楽しむ・感動を共有する）」「若手育成」「一流の音楽の鑑賞」をコンセプトとし、市民有志の実行委員の皆さんが、たくさんの楽しいイベントを企画中です。

<現在企画中のイベント>

11月3日(金)・祝

楽器製作および講演会ワークショップ、作曲家岩河智子先生による合唱のワークショップほか

11月4日(土)

国立音楽大学 武田忠善学長による吹奏楽公開講座および成果発表、武田忠善学長リサイタル、中野市音楽親善アンバサダー麻衣さんコンサート、NHK仙台少年少女合唱隊による合唱、信州なかの音楽祭合唱団&吹奏楽団コラボ合唱、中野陣屋・県庁記念館ロビーコンサート

11月5日(日)

バンドコンテスト、楽器演奏体験

<バンドコンテスト日程決定>

▶予選会 第1回：9月3日(日)

第2回：10月8日(日)

▶決勝戦 11月5日(日)

※8月以降、募集を開始します。

<有志合唱団・吹奏楽団の団員募集>

11月4日(土)に豊田文化センターで、「信州なかの音楽祭合唱団&吹奏楽団コラボ合唱」と題した大合唱を企画しています。

詳しくは市公式ホームページ（右記QRコード）をご覧ください。

一緒に音楽祭を盛り上げましょう。



▲QRコード

問い合わせ先 信州なかの音楽祭実行委員会事務局（市役所文化スポーツ振興課文化振興係）
☎（22）2111（内線394）



中野市で農業を始めませんか 新規就農者を支援します



市では、次の新規就農者支援施策を行っています。詳しくは、市公式ホームページ（右記QRコード）をご覧ください。それぞれの交付要件に該当し、交付を希望される方は、7月31日(月)までに必要書類をご提出ください。



▲QRコード

事業	対象者	補助内容
農業次世代人材投資事業（経営開始型）	独立・自営の認定新規就農者	最長5年間 年間最大150万円（2年目以降は変動） ※夫婦の場合は1.5人分
農業後継者育成支援事業	農業に従事して親の経営に参画する方	最長3年間 年間60万円 ※配偶者の場合は年間30万円
農業後継者研修支援事業	農業後継者で、就農前または一時離農し、先進農家や農業研究機関などで研修を受ける方	最長2年間 年間48万円
新規参入者営農支援事業	1ターンなどにより市内で新たに農業を始める方で、農地・農業機械・施設（総額50万円以上）を取得またはリースする方	取得額の1/3以内、上限100万円 リース料の1/3以内、月額上限1万5千円、最長3年間
新規参入者定住支援事業	1ターンなどにより市内で新たに農業を始める方で、住居を取得または賃借する方	取得額の1/2以内、上限200万円 賃借料の1/2以内、月額上限3万円、最長3年間
遊休荒廃農地再生支援事業	独立自営で農業経営を開始する方、開始して5年以内の方、または認定新規就農者の方で、遊休荒廃農地の再生のために農地・農業機械・施設（総額50万円以上）を取得またはリースする方	取得額の1/3以内、上限100万円 リース料の1/3以内、月額上限1万5千円、最長3年間

問い合わせ・申請先 農政課振興係 ☎（22）2111（内線253）